

# 会 議 録

会議の 名称	第6回葛飾区公文書管理条例準備委員会			
開催日時	令和6年10月18日 13時30分 ～ 14時23分			
開催場所	706会議室			
議 題	(1) (仮称)葛飾区公文書等管理条例(案)再修正版について (2) 葛飾区情報公開条例改正案修正版について (3) 現用文書と非現用文書の非公開情報の比較について			
会 議	公開・非公開の別	公 開	非 公 開	
	非 公 開 の 理 由 1. 法令等の規定により非公開 2. 第1回開催の会議の決定により非公開 3. その他 ( )			
会 議 録	公開・非公開の別	公 開	一部公開	非 公 開
	非 公 開 の 理 由			
公開できる 予定が ある場合 はその時期	令和 年 月 日 以降			
出席委員	委員長 津村政男 委員 中島康比古 山田健吾			
事務局	長谷川豊(総務部長) 佐藤秀夫(総務課長) 山崎亜希(総務課事務局) 岡美樹(総務課区政情報係) 櫛原直樹(総務課区政情報係)			

**【開 会】**

冒頭、委員長より開会発言があった。

**【傍 聴】**

委員長：本委員会の審議も深まってまいりましたので、今回から、傍聴を受け付けることとしている。現在、2名の傍聴希望があるようなので、入室していただいてもよいか。

(異議なし)

委員長：では入室してもらってください。

(事務局の案内で、傍聴者入室)

委員長：はじめに傍聴者の皆様に確認事項を申し上げる。①資料を机上にお配りしておりますが、お帰りの時に返却してください。②委員会中はお静かにお願いします。③携帯電話の電源は切るかマナーモードに設定してください。ご協力をお願いします。

**【会議録について】**

委員長：まず前回の会議録の確認をさせていただく。事前に区担当者から配布されているが、会議録で訂正事項あるか。

(異議なし)

委員長：では、前回の会議録はこれで確定する。

**【(仮称)葛飾区公文書等管理条例(案)再修正版について】**

委員長：では議題に入る。今日の議題は3つ。

まず(1)(仮称)葛飾区公文書等管理条例(案)再修正版について議論していきたい。前回の審議内容を踏まえて、事務局で検討していただいた内容をまとめていただいている。資料の見方も含め、章ごとに順にご説明願いたい。

(事務局が資料の見方及び資料1第1章について説明)

委員長：今の説明について、いかがか。「利用」の主語は実施機関、「使用」の主語は交付を受けた区民ということで理解した。よろしいか。

(異議なし)

委員長：続いて第2章をご説明願いたい。

(事務局が資料1第2章について説明)

委員長：第2章についてはいかがか。

(質疑なし)

委員長：続いて第3章をご説明願いたい。

(事務局が資料1第3章について説明)

委員長：第3章については、いかがか。

(質疑なし)

委員長：続いて第4章から付則までご説明願いたい。

(事務局が資料1第4章から付則について説明)

委員長：1点事務的などころだが、付則第1項で「次項及び付則第5項」とあるところ、「付則第2項及び第5項」あるいは「次項及び第5項」が適切な気がするが。

事務局：法制執務上、次の条や項をさすときは「次条」「次項」とすることになっているはず。また、ご意見のとおりとすると、「付則」が「第5項」にかかるか正確でないため、「第5項」の前に「付則」は必要と思うが、法規担当係で確認する。

委員長：お願いしたい。また、同じ付則第5項で「公文書等管理条例第17条の規定により出頭」とあるが、17条では「出席」となっているが、これはどうなのか。

審 議  
経 過

**事務局**：すでに定められている建築審査会という別の附属機関の規定を参考にしたもの。建築審査会条例でも「出席」という文言で規定されているが、こちらの条例では「出頭」となっている。こちらについても、先ほどの件と同様、法規担当係で確認する。

**委員長**：では、公文書等管理条例案は以上となるが、これでよろしいか。  
(異議なし)

#### 【葛飾区情報公開条例改正案修正案について】

**委員長**：続いて、議題の2の資料2を章単位でご説明願いたい。

**事務局**：資料2の説明の前に1点ご報告がある。区長の附属機関である情報公開・個人情報保護審議会が8月30日に開催され、情報公開条例の改正案の概要についてご審議いただいた結果、改正案は妥当である旨の答申を受けたので、ここで報告する。

それでは資料2についてご説明する。

(事務局が資料2 第1章について説明)

**B委員**：今の第4条だが、ご説明は理解した。表題を変えること自体は理解できるが、果たして表題にどこまでの規範性があるのか。条文に「しなければならない」とあれば、やはり義務付けになるのではないか。かなり文言的には強いと感じる。また、他の自治体の情報公開条例にもこういった規定があることは理解したが、国の公文書管理法にはこういった規定は設けられていない。今回葛飾区は、検討の経緯から、歴史的公文書の公開の規定を情報公開条例に規定することになったが、他の自治体の公文書管理条例で、葛飾区という特定歴史的公文書の公開の規定を設けている場合、このような適正使用に関する規定を設けている自治体はあるのだろうか。

**事務局**：そこまではお調べできていない。

**B委員**：正直、あまり例はないのではないかと思う。今回、情報公開条例の第4条を「情報」から「公文書等」に改正することにあたり、特定歴史的公文書もこの規定に含まれることになる。特定歴史的公文書の公開を受けた者も、公文書と同じ重さで規律する必要があるのかどうか。この部分は考え方の整理が必要ではないか。

**委員長**：他自治体の例も検討が必要か。

**B委員**：そういうこともある。とはいえこの4条の「公文書等」から「等」を取るの難しいとは思っている。ただ本来は他自治体の例や国の例を考えると、責務の対象から外してもおかしくないような気もする。そういう考え方を、運用も含めて、幅広く検討していただく必要はあるかと思う。

**事務局**：たしかにこの規定は現用文書を想定したもの。非現用文書である特定歴史的公文書にそこまで網をかける必要があるかという主旨であると承った。他の自治体の例なども確認し、後日委員の皆様にご連絡するというところでよろしいか。

**委員長**：それでお願いしたい。次回の準備委員会は、パブリックコメント実施後になるはず。条文はパブリックコメント前に確定する必要があるので、委員の皆様にはメールでやりとりさせていただくというところでよろしいか。

(異議なし)

**事務局**：承知した。なお、パブリックコメントは12月から開始する予定。

**委員長**：利用者に義務を課すというのが果たして良いのかという疑問は、いまだに私も持っている。「しなければならない」というのはかなり強い表現で、罰則も検討するかということになるような気がする。表現も含めて、再度ご検討いただきたい。

また第2条のところ、「歴史的公文書」について定義しなくてもいいというご説明だったが、引用している公文書等管理条例第2条第4号の特定歴史的公文書の定義に「歴史的公文書」という文言が入っている。引用されたところで「歴史的公文書」という文言があるのだが、それでも「歴史的公文書」を定義しなくてよいのか。

**事務局**：情報公開条例自体に「歴史的公文書」という文言がなければ、公文書等管理条例で引用されていても、情報公開条例には定義しなくてよいということだった。

**委員長**：承知した。では第1章についてはよろしいか。

(異議なし)

<p><b>委員長</b>：続いて第2章の説明をお願いしたい。 (事務局が資料2第2章について説明)</p> <p><b>委員長</b>：第8条についてはやはりカッコがわかりにくいのだが、カッコの種類を変えると か、何か方法はないものか。</p> <p><b>事務局</b>：条文でカッコの種類を変えるというのはできないはず。</p> <p><b>委員長</b>：本文を変えて、「・・・を除く。」という形にすればすっきりするのかなと思った のだが。</p> <p><b>事務局</b>：パブリックコメント実施前に法規担当が条文を確認するので、そういったご意見が あったことを再度伝えることとしたい。</p> <p><b>委員長</b>：よろしくをお願いしたい。続いて第3章についてご説明願いたい。 (事務局が資料2第3章について説明)</p> <p><b>B委員</b>：念のための確認だが、14ページの第15条の2(3)規定を削除することだ が、公開の請求日から実施日までの期日が離れるということもあると思うのと、他の自治 体の規定では、修復など長期にわたって使用される場合もある。そのあたりはどのように 考えているのか。条例上規定を残しておけば説明ができるし、請求者の方も納得しやすい ように思うが。</p> <p><b>事務局</b>：修復に関して言えば(2)を理由にして非公開にできると考えたのが一つ。また展 示で使っているときに公開請求があった場合は、一時的に公開請求に利用して、再度展示 に戻せばよいと考えたため、条例上の規定も削除してよいと判断した。</p> <p><b>B委員</b>：承知した。</p> <p><b>委員長</b>：続いて第4章について説明願いたい。 (事務局が資料2第4章及び付則について説明)</p> <p><b>委員長</b>：第4章及び付則について何かご意見、ご質問はあるか。 (質疑なし)</p> <p><b>委員長</b>：それでは、情報公開条例は以上となる。先ほど申し上げたとおり、追加でご連絡い ただく点については、メールで送信いただき、回答締切日を付してお送りいただくようお 願いしたい。</p> <p><b>【現用文書と非現用文書の非公開情報の比較について】</b></p> <p><b>委員長</b>：続いて資料3の説明をお願いしたい。 (事務局が資料3について説明)</p> <p><b>委員長</b>：何かご意見・ご質問はあるか。 (質疑なし)</p> <p><b>委員長</b>：そのほか、全体を通してなにかあるか。 (特になし)</p> <p><b>【閉会】</b></p> <p><b>委員長</b>：では、本日は以上で閉会する。</p>
--